

江戸川左岸圏域流域懇談会規約（改訂案）

（名称）

第1条 本会は、江戸川左岸圏域流域懇談会（以下「懇談会」という。）と称する。

（目的）

第2条 懇談会は、河川管理者である千葉県知事が河川法第16条の2の趣旨に基づき、地域の意見を反映した河川整備計画を策定・変更または当該計画に基づく河川事業を適正に評価（以下「計画の策定等」という。）するにあたり、学識経験者、地域住民、地元自治体が一同に会して、情報共有、意見交換を行い、計画の策定等に資することを目的とする。

（懇談会及び座長の職務）

第3条 懇談会は、別表に掲げる学識経験者、地元代表者、流域内市の長から構成される委員をもって組織する。

2 懇談会には、別表に掲げる顧問を置くものとし、国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所長がその職務を行う。

3 懇談会は、第1項、第2項の規定にかかわらず、必要と認める者から意見を聞くことができる。

4 委員および顧問は、千葉県知事が委嘱する。

5 懇談会には座長を置き、河川管理者が指名する学識経験者がその職務を行う。

6 座長は、会務を総括する。

7 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代行する。

8 顧問は、懇談会の要請に応じて、必要な助言を行う。

9 委員および顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。

なお、異動および役員の改選等に伴い変更が生じた場合は、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

（地域懇談会）

第4条 地域性の高い事項について、きめの細かい意見交換を行う必要がある場合には、懇談会の承認を得て地域懇談会を設置することができるものとする。

（懇談会の招集）

第5条 懇談会は、千葉県知事を代行し、千葉県東葛飾地域整備センター所長が招集する。

（事務局）

第6条 懇談会の事務局を千葉県東葛飾地域整備センターに置く。

(その他)

第7条 この規定に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は懇談会が定める。

(附則)

この規約は、平成14年3月19日から施行する。

この規約は、平成16年3月18日から施行する。

この規約は、平成18年2月22日から施行する。

この規約は、平成21年1月23日から施行する。

別表

| 種 別 | 分 野 | 人 数 |
|-------|----------------|-------|
| 学識経験者 | 河川工学 | 1名程度 |
| | 都市環境 | 1名程度 |
| 河川利用者 | 自然環境 | 1名程度 |
| | 環境教育 | 1名程度 |
| 地域住民 | 文化・歴史 | 1名程度 |
| | 河川利用者(農業水利) | 若干名 |
| | 河川利用者(漁業) | 若干名 |
| | 個人・市民団体代表 | 15名程度 |
| 流域市長 | 地元自治体の長 | 8名 |
| 顧問 | 国土交通省江戸川河川事務所長 | 1名 |